

4月1日現在（前月との比較）		
世帯数	63,547世帯	(142世帯増)
人口	132,593人	(169人減)
(男)	66,610人	(91人減)
(女)	65,983人	(78人減)

新型コロナウイルス感染拡大防止のため 休業等により売上げが減少した事業者の皆さんへ 協力金や給付金などをご利用ください

問い合わせ 商工観光課商工労政係

東京都緊急対策感染拡大防止協力金

都では、休業要請や協力要請に応じて施設の使用停止に全面的に協力した事業者向けに給付金制度を創設します。すでに発令されている休業要請（緊急事態宣言）の対象事業者のほか、飲食店等は、営業時間短縮などの対応を行っている場合も対象となります。

対象 「東京都における緊急事態措置等」により、休業や営業時間短縮の要請等を受けた施設を運営する中小企業および個人事業主で、2年4月16日～5月6日のすべての期間において休業（飲食店の場合は営業時間短縮も含む）を行っていること

※令和2年4月10日まで（緊急事態宣言が発令される以前）に開業していること

※飲食店などの場合は、店舗での営業を行わなければ、テイクアウトなどのサービスを継続していても対象となります。

※生活必需品を取り扱う店舗や医療施設、宿泊施設、交通機関などは休業要請の対象外

※対象施設の詳細は、東京都防災ホームページ <https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1007617/1007679.html> 参照

給付内容 1事業者に対し、1店舗の休業は50万円、2店舗以上の休業は100万円

※5月上旬ごろから支給開始予定

申請方法（予定） 2年6月15日までに申請書類①～④を専用ホームページから提出または郵送

①協力金申請書

※専用ホームページからダウンロード可

②営業実態が確認できる書類…営業許可証の写し、直近の帳簿、確定申告書の写しなど

③休業の状況が確認できる書類…休業期間を告知するホームページや店頭ポスターの写しなどでも可

④誓約書

詳細・問い合わせ 東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター ☎ 03-53388-0567（午前9時～午後7時、土・日曜日、祝日を含む）

持続化給付金

感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支えるため、事業全般に広く使える給付金が支給されます。

対象 中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人等で、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げが前年同月比で50%以上減少している方

給付内容 原則として、法人200万円、個人事業者100万円

※昨年度の売上げを基準として、今年中の売上げが50%以上減少した月の売上げから計算

※2年1月～12月のうち、前年同月比で売上げが50%以上減少したひと月を事業者が選択

申請方法（予定） 電子申請

※感染症対策を講じたうえで、申請支援窓口（予約制）を順次設置予定

申請に必要なもの（予定） 住所確認ができるもの▷振込先口座番号（通帳の写し）▷元（平成31）年の確定申告書類の控え▷減収月の事業収入額を示した帳簿等（様式不問）▷法人番号（法人のみ）▷本人確認書類（個人事業主のみ）

詳細・問い合わせ 中小企業金融・給付金相談窓口 ☎ 0570-783183（午前9時～午後5時、土・日曜日、祝日を含む）

雇用調整助成金の特例措置

厚生労働省では、2年4月1日～6月30日を緊急対応期間とし、会社・個人事業主が支払う休業手当等の一定割合を支援する制度「雇用調整助成金」の特例措置を実施しています。

※雇用調整助成金は、事業者が労働者に対して一時的に休業、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するもので、従業員に直接支給されるものではありません。（事業者が従業員に支給する休業手当の原資となり、雇用の維持がしやすくなります。）

※緊急対応期間中は、雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象に含めます。

助成率 中小企業…5分の4、大企業…3分の2

※解雇を伴わない場合は、中小企業…10分の9、大企業…4分の3

支給限度日数 1年間100日に緊急対応期間を加算

詳細 厚生労働省 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html（「雇用調整助成金」で検索）

問い合わせ ハローワーク青梅 ☎ 24-8609

新型コロナウイルス感染症による 小学校休業等対応助成金 （労働者を雇用する事業者向け）

対象 2年4月1日～6月30日に、次の①または②に該当する子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドラインに基づき、臨時休業等をした小学校等に通う子ども

②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校を休む必要がある子ども

助成内容 有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額（助成金上限額8,330円）

詳細・問い合わせ 学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター ☎ 0120-60-3999（午前9時～午後9時、土・日曜日、祝日を含む）

助成金の勧誘にご注意ください

助成金の申請や申請の相談受付などの書面を一方的に送り付ける、電話で勧誘するなど、悪質な業者についての情報が寄せられています。

厚生労働省や都労働局、ハローワーク、市役所では、このような勧誘に関与することはありません。十分にご注意ください。

新型コロナウイルス緊急対策資金

市では、新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少している中小企業者を対象に「新型コロナウイルス緊急対策資金」を取り扱い金融機関から融資します。市が3年間の利子と信用保証料を全額負担し、中小事業者（利用者）の負担を軽減します。

対象となる中小事業者 青梅市中小企業振興資金融資制度（運転資金）の申込人の資格を満たすこと。

申込人の資格 ①市内に住所を有し、かつ市内において1年以上事業を営んでいること。
②公職選挙法第9条第2項に規定する選挙権を有すること。（法人は除く）
③すでに納期を経過した分のすべての市税を完納していること。
④確実な1人以上の連帯保証人または担保あるいは信用保証協会の保証があること。（法人の場合は、他に代表者の保証が必要）
⑤手形交換所の取引停止処分を受けていないこと。

融資の条件 次のいずれかに該当すること
▽直近1か月間の売上が前年同月比較で15%以上減少しており、かつ、その後2か月を含まず3か月の売上げが、前年同期に比して15%以上減少していることが見込まれること。

申請方法 7年間の元本均等償還
返済方法 7年間の元本均等償還
実施期間 令和2年9月30日まで
相談・申請先 取り扱い金融機関へ
※取り扱い金融機関は、市ホームページ（記事ID・19577）参照
※申請書類は、市商工観光課（市役所3階）、配布、市ホームページからダウンロード可

問い合わせ 商工観光課
商工労政係

▽直近1か月間の売上が前年同月比較で15%以上減少しており、かつ、その後2か月を含まず3か月の売上げが、前年同期に比して15%以上減少していることが見込まれること。